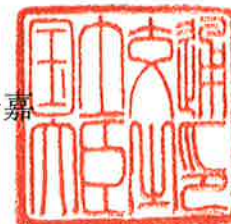


国水砂管第59号
令和元年10月18日

社会資本整備審議会 会長
進藤 孝生 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方

1. 諮問事項

近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方

2. 諮問の趣旨

平成30年7月豪雨をはじめ、近年の豪雨による土砂災害においては、住民等が適切な避難行動をとらなかったことによって、大きな人的被害が発生している。

このことを受けて、国土交通省水管理・国土保全局砂防部では、平成30年度に「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置して、土砂災害防止法（以下「法」という。）に基づいて実施してきた施策の検証を行い、その過程で明らかにされた課題を解決するための具体策について提言を受けたところである。今後は、この提言を踏まえ、実効性のある警戒避難体制づくりを促進することが必要となる。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、気候変動によって短時間強雨が増加するとしており、このことが、今後、中・長期的に土砂災害の発生にも影響を与えることが考えられる。このため、土砂災害による人命被害を防止・軽減を図るにあたり、自助・共助・公助からなる警戒避難体制づくりの重要性がより一層増すこととなる。

このことから、委員会における提言の具現化はもとより、令和元年度中に基礎調査（法第4条に規定する「土砂災害のリスクのある区域を明らかにするための調査」をいう。）の一巡目が完了すること、今後の気候変動の影響の一層の顕在化も踏まえ、施策の実効性を高めるため、基本指針（法第3条に基づく土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針をいう。以下同じ。）を変更する必要がある。

以上を踏まえ、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等を推進するとともに、気候変動による集中豪雨の多発化も見据え、住民の防災意識を喚起しつつ、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制づくりを推進するための具体的方策及び基本指針の変更について諮問を行うものである。

国社整審第31号
令和元年10月29日

河川分科会
分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生



近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策の
あり方について

令和元年10月18日付国砂管第59号により当審議会に意見を求められた気候変動を踏まえた水災害対策のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審(河)第11号
令和元年12月20日

社会資本整備審議会
河川分科会
土砂災害防止対策小委員会
委員長 藤田 正治 様

社会資本整備審議会
河川分科会
分科会長 小池 俊雄



近年の土砂災害における課題等を踏まえた
土砂災害対策のあり方について（調査審議）

令和元年10月29日付国社整審第31号により当分科会に付託された「近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について」は、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第1条第1項の規定により、土砂災害防止対策小委員会に調査審議を依頼します。